

地域計画の推進状況について

1 要旨・目的

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下、「基盤法」という。）の改正法が令和5年4月に施行されたことに伴い、市町が策定することとなった地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）の推進状況について報告する。

2 現状・背景

基盤法の改正法では、高齢化や人口減少が本格化する中、担い手への農地集積をさらに加速するため、人・農地プランを法定化し、令和6年度末までに市街化区域を除くすべての農地を対象に市町が地域計画を策定することとなった。

3 概要

(1) 地域計画策定までのスケジュール

項目	令和5年度			令和6年度		
	～11月	12月	3月	4月	12月	1月
地域計画の区域設定	概ね終了					
目標地図素案の作成	農地所有者等の意向を現況地図に反映					
協議の場の設置・運営	目標地図素案から地域計画案を作成					
地域計画の策定	地域計画案に対する意見を聴取して公告					

(2) 地域計画の区域設定状況（担当：市町）

基盤法に基づく基本構想を策定した20市町において、対象農地をカバーした区域設定が進んでおり、令和5年11月末現在の区域数の合計は209となっている。

区域設定の考え方	市町（地域計画数）
市町全域	大竹市（1）、熊野町（1）、大崎上島町（1）
旧市町村等の広域	広島市（6）、呉市（6）、尾道市（5）、福山市（6）、府中市（2）、廿日市市（7）、安芸高田市（6）、北広島町（4）、神石高原町（8）
大字単位等複数の集落を含む区域	竹原市（9）、三原市（19）、三次市（32）、庄原市（22）、東広島市（48）、安芸太田町（10）、世羅町（13）
産地等の区域とそれらを除く全域	江田島市（3）

※府中町、海田町、坂町は基盤法に基づく基本構想を策定していないため地域計画の策定を要しない。

※地域計画数は今後の取組によって変動する可能性がある。

(3) 目標地図素案の作成状況（担当：農業委員会）

地域計画に添付する目標地図（農業を担う者ごとに目標年度（令和12年度）の農地利用状況を示した地図）の作成に向け、「農業を担う者」に位置付ける者の選定、現況の農地利用状況を示した地図の作成、農地所有者や耕作者の営農継続等の意向調査などに取り組んでいる。

(4) 協議の場の設置と運営状況（担当：市町）

地域計画の区域ごとに、市町、農業委員会、JA、農地中間管理機構、県等の関係機関に地域の農業者の代表等を加えた協議の場を設置し、目標地図素案をもとに地域の将来像を協議して地域計画案を作成する。

すでに、安芸太田町では、関係機関が集まる既存の会議を活用して協議の場を設置し、協議を開始している。

(5) 地域計画の策定（担当：市町）

令和6年度末までに全ての区域において地域計画を策定するよう準備を進めており、令和5年度中には数地区で策定する見込みとなっている。

4 県の取組状況と今後の対応

この間、市町や農業委員会からの要請による説明会への対応や、担当者を参集した意見交換会を開催した。

また、農業委員会サポートシステム等を活用した目標地図素案の作成に向けて、個別に農業委員会の取組状況を聞き取って課題解決に向けた対応を行っている。

農地利用状況の現状を示した地図の作成が進んでいる農業委員会では、担い手の農地集積状況や担い手不在の地域が明確となり、将来の担い手確保に向けた地域での話し合いや耕作者の意向把握を進める機運が醸成されている。

今後は、協議の場の設置及び運営を進めるため、市町ごとの課題を把握して個別に解決策を提案するなどの支援を継続して行うことで、令和6年度末までの地域計画の策定を目指すとともに、策定後も地域での話し合い等を継続し、把握できた意向を地域計画に反映するよう支援する計画である。